

## あいち電子申請・届出システム事業部会設置要綱の一部改正

### 1 改正の趣旨

あいち電子申請・届出システム事業部会への入退会に関する事項を明記する必要があるため改正を行う。

### 2 改正の内容

第3条の次に次の1条を加える。

「(入退会)

第3条の2 事業部会への入退会の基本的事項は、別に定める。」

### 3 施行期日

令和8年4月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり。

#### <参考>

- あいち電子申請・届出システム事業部会設置要綱（抜粋）  
（設置要綱の改正）

第6条 この設置要綱は、事業部会及び協議会会則第10条の2に定める幹事会の同意を得なければ改正できないものとする。

#### <参考>

- 基本的事項（事業部会決定内容）

あいち電子申請・届出システム事業部会設置要綱第3条の2に定める事業部会への入退会に関する基本的事項は、次のとおりとする。

- 1 年度途中の入退会は、原則として認めない。
- 2 入退会については、入退会する前年度の8月末までに、事業部会において承認を受けた場合に限り認める。ただし、システムのサービス提供業務の契約期間満了の際に行われる、次期サービス提供事業者の選定等に係る共同利用意向調査において、参加又は不参加の申し出をした場合を除く。

## あいち電子申請・届出システム事業部会設置要綱一部改正新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(組織) 第3条 略</p> <p><u>(入退会)</u> <u>第3条の2 事業部会への入退会の基本的事項は、別に定める。</u></p> <p>(事業部会の開催) 第4条 略</p>	<p>(組織) 第3条 略</p> <p>(事業部会の開催) 第4条 略</p>

あいち電子自治体推進協議会  
あいち電子申請・届出システム事業部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）会則第6条第4項の規定に基づき、あいち電子申請・届出システム事業部会（以下「事業部会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 事業部会は、各号に掲げる事項を行う。

- (1) あいち電子申請・届出システムの運用に関する事項
- (2) 部会事業計画及び部会収支予算の作成に関する事項
- (3) 部会事業報告及び部会収支決算の作成に関する事項
- (4) その他事業部会の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 事業部会は、事業への参加を表明した別表に掲げる会員の情報担当課長又は事業担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

2 部会長は、事業部会の中から会長がこれを選任する。

(入退会)

第3条の2 事業部会への入退会の基本的事項は、別に定める。

(事業部会の開催)

第4条 事業部会は、部会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 事業部会を招集するには、事前に会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、事業部会員に通知しなければならない。
- 3 事業部会の議長は、部会長とする。
- 4 事業部会は、事業部会員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。
- 5 事業部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 6 やむを得ない理由のため、事業部会に出席できない事業部会員は、代理の者を出席させることができる。この場合の前2項の適用については、出席したものとみなす。
- 7 事業部会の経過及び結果については、議事録を作成しなければならない。
- 8 事業部会は書面で開催することができるものとする。

(庶務)

第5条 事業部会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(設置要綱の改正)

第6条 この設置要綱は、事業部会及び協議会会則第10条の2に定める幹事会の同意を得なければ改正できないものとする。

(補足)

第7条 前各条に定めるもののほか、事業部会の運営に関し必要な事項は、事業部会において協議して定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(令和8年4月1日 現在)

別 表

(会員)

・愛知県

・市

豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	春日井市	豊川市
津島市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市
東海市	知多市	高浜市	岩倉市	豊明市	日進市
愛西市	清須市	弥富市	みよし市	あま市	

・町村

東郷町	豊山町	大口町	扶桑町	大治町	蟹江町
飛島村	阿久比町	東浦町	美浜町	南知多町	武豊町
幸田町	東栄町				